

# 国立大学法人愛知教育大学公益通報制度規程

2006年 4月 1日  
規程第 24号

## (目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）及び[国立大学法人愛知教育大学就業規則（2004年規程第2号）第65条](#)の規定に基づき、職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正及び公益通報者の保護を図るとともに、法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、公益通報者保護法及びその他の法令に定めるところによるほか、学内規程において個別にその対応が規定されている事項については、その定めによる。

## (通報窓口)

第2条 職員等からの公益通報者保護法に定める通報（以下「通報」という。）の受付及び相談に応じるため、総務課に通報窓口を置く。

2 通報窓口を担当者を置き、総務課長をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、学外の弁護士を担当者として充てる通報窓口を置く。

4 通報及び相談（以下「通報等」という。）に係る業務を総括させるため、総括責任者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

## (通報者の範囲)

第3条 通報等を行うことができる者は、本学に就労するすべての者（派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者を含む。）、過去に本学の職員であった者及び本学の取引先の者とする。

## (通報の方法・受理通知等)

第4条 通報等は、通報窓口に対し、書面又は電子メールで行うことを原則とするが、電話又は面談でも通報できるものとする。

2 通報等は、原則として実名及び連絡先を明らかにした上で行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、匿名により通報等が行われた場合は、通報窓口は、当該通報等を信ずるに足りる相当の理由、証拠等があるときに限り、これを公益通報として受け付けることができる。ただし、この場合には、第4項、第5項、第7条第1項、第5項及び第11条に定める当該通報者への受付、調査実施の有無、調査の進捗状況及び調査結果についての通知は行わないものとする。

4 通報窓口は、通報を受けた場合、直ちに、学長、総括責任者及び監事にその内容を報告するとともに、速やかに受理した旨を当該通報者に通知するものとする。

5 通報窓口は、通報の内容が、第1条第2項の規定に該当するときは、該当する担当部局へ事案を移送するものとし、当該通報者に移送した旨を通知しなければならない。

## (通報努力)

第5条 本学の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、不正行為等が発生し、又は発生するおそれがあると判断した場合には、自己の関与のいかんにかかわらず、通報窓口に通報することにより、当該不正行為等の是正・防止に努めるものとする。

## (通報の誠実性)

第6条 通報者は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報、その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

## (調査)

第7条 総括責任者は、通報の受理後、速やかに当該通報に関し必要な措置の検討を行って、当該通報の受理後20日以内に、通報者に対し、通報窓口を通じて、調査の実施の有無等を通知するものとする。

2 総括責任者は、前項の検討の結果、通報に係る事案について調査が必要と認めるときは、当該事案に関係する監督者等に命じることにより、又は調査委員会を設置することにより、調査を行うものとする。

3 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、当該通報者が特定されないよう調査方法に十分配慮するとともに、事実に基づき公正不偏に実施しなければならない。

4 調査委員会は、原則として事案ごとに置くものとし、総括責任者をもって充てる委員長及び学長が

指名する若干名の委員で組織する。

5 総括責任者は、必要に応じて、調査委員会における調査の進捗状況について、学長及び監事に報告するものとし、当該事案に関係する監督者等に調査を命じた場合にあっては、当該監督者等から調査の進捗状況の報告を求め、その内容を学長及び監事に報告するものとする。なお、必要に応じて当該事案の通報者へも、調査に支障のない範囲に限り、調査の進捗状況について、通報窓口を通じて説明することができる。

6 本規程に定める業務に携わる者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。  
(調査協力義務)

第8条 役職員及び各部局は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査に協力しなければならない。

(是正措置)

第9条 学長は、調査の結果、不正行為等が確認された場合、速やかに役員会の議を経て是正措置及び再発防止策を講じるとともに、必要に応じて、当該調査及び是正措置等の内容について公表し、関係機関へ報告するものとする。

(処分)

第10条 調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、学長は当該行為に関与した者に対し、[国立大学法人愛知教育大学就業規則](#)に基づき、懲戒処分等を課することができる。

2 前項の規定は、第6条、第12条第3項又は第13条の規定に違反した役職員がいた場合において、準用するものとする。

(通報者への結果通知)

第11条 学長は、通報者に対して、通報窓口を通じて、調査結果及び是正結果について、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、速やかに通知しなければならない。

(通報者の保護)

第12条 学長は、通報者に対し、相談又は通報したことを理由に解雇又は不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長は、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者の職場環境等が悪化しないよう適切な措置をとらなければならない。

3 役職員は、通報者に対し、相談又は通報したことを理由として、不利益な取扱い、嫌がらせ等の行為をしてはならない。

(個人情報保護)

第13条 この規程に定める業務に携わる者及び通報者は、その者の間で業務上必要となる場合を除き、通報内容、事案の調査から得られた個人情報等の知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(通報窓口以外への通報等)

第14条 通報窓口以外の役職員が通報若しくは相談を受けたときは、直ちに通報窓口連絡するか、又は当該通報者に対し、通報若しくは相談するよう助言しなければならない。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、関係部課の協力を得て、総務課において行う。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則 (2011年規程第91号)

この規程は、2011年6月8日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則 (2011年規程第140号)

この規程は、2011年11月9日から施行し、2011年10月1日から適用する。

附 則 (2021年規程第47号)

この規程は、2021年9月28日から施行する。

附 則 (2022年規程第60号)

この規程は、2022年7月26日から施行し、2022年6月1日から適用する。